

平成26年度 第8回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成26年11月20日（木）14時30分から15時11分まで

2、開催場所：西宮市役所東館701会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	上向井 賢二
	4番	佐藤 みち子
	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	7番	大前 輝雄
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝
	15番	前田 豊

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 13 号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件

報告第 28 号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第 29 号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第 30 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田 俊也
係長	水田 正清
主事	北島 知晶

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

委員一同 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

議 長 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、10番 奥村委員と、11番 丸委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第13号「農地法第4条の規定に基づく農地の転用許可申請の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第13号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」でございますが、議案書1ページに1件ございます。

ここで農地法第4条の規定に基づく許可申請の手続きについてご説明いたします。市街化調整区域内農地での転用手続きについては農地法第4条第1項の規定に基づき、当該農地の所在する市の農業委員会が、本市においては西宮市農業委員会でございますが、県知事に対して意見書を送付し、許可を得ることになっております。それでは議案第13号をご説明いたします。

【議案第13号を議案書と別添資料をもとに説明】

また、資力・信用については金融機関からの融資を確認しており、計画日程及び内容からも事業目的が果たされ、周辺農地の影響についても問題ないと判断されますので、許可相当と考えております。

事務局の説明は終わりました。次に、地元調査委員の説明をお願いいたします。二本松委員、お願いします。

二本松(13番) 議案第13号についてご説明いたします。山口町船坂の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、旧船坂小学校前交差点から、県道82号線を南へ約300メートルのところにあります。

申請の農地は、3ヶ所とも自宅に近接する農地であり、耕作地として適正に管理されています。なお、太陽光発電設備の設置については、特に問題ないと思われます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 地元調査委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

丸(11番) 調査に12月11日に行かせてもらいまして、感想を述べたいと思います。先ほど説明ありましたように、市街化調整区域となつてまして、(申請農地に挟まれた)真ん中(の農地)に違う耕作者がおられます。畑を作っておら

れます。きれいに耕作されて、何か収穫された後のようです。そしてその耕作者に対して同意書がいただけないという話もございましたので、同じ地域の中でぎくしゃくして転用するのはどうかなと。市街化の中の調整区域でもありますので。それらのことも加味して、地域全体のことにに関して、誰しもだと思うんです。この調整区域の中の転用ですね。だからよく皆さん審議してもらったほうが、今後のためになると思います。私はインターネットで調べたのですが、太陽光についてなんです、太陽光で国からの補助が出るわけですが、その中に私もちょっと興味があって調べたのですが、調整区域でなおかつ休耕といいますか、放置田という形で環境がよくなるということで、放置田のほうの対策としてこの太陽光の補助というような但し書きというような感じで書いてあったと記憶しております。そういうことございまして、調整区域は、いわゆる農振地域ではないのですが、主たる農業の環境のやさしい農業の地域でありますので、将来ですね、昔のように復帰するのは難しいと思うんです、高齢化と少子化の問題もありまして。なんです、将来やっぱり環境にやさしい農業をしているんだという西宮の1つのモデルになるような地域にもっていくような目標でいかなければと思います。ということで私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 他にご意見何かございませんか。

高田(14番) 私どもの鷲林寺は調整区域なんです、昔に酒屋をやったところに太陽光発電の装置をつけられた方がいらっちゃって、その方の下に水田があるわけなんです、全面積の約半分、3分の1か半分くらいに設置されておるんですけども、その太陽光に係る水の排水の件を懸念されて(設置の面積を)少なくされておると思うんですけども。結構排水の処理というのが適正に行われてたらいんじゃないかなという気はするんですけども。横にある田んぼの方がどういう方が知りませんが。

議長 それは違う話だ。

高田(14番) 設置は別に何にも問題は無いんですけども、下の方が水の件を心配されておったという話があったということです。

坂口(2番) 現地調査に行ったときに、本人もおりまして説明を受けたんですけども、船坂は大体北向きに斜面なんです。それで今真ん中に畑があるので、影にならないかと話があって、それは影にならないように二段にずらして下の農地に対して影にならないように設置をするという説明は受けたんで、(太陽)光線に関しては下の畑には影響しないと。ただ今言われた水に関しては、それはそれなりの設備をしないと、下に畑ありますんでそれはもうやってくれるというのは、業者としてもやると思いますので、大丈夫だと思いますが、やってみないとわからないので。

議 長 直接害はないのだけれども、排水の話だ。

高田(14番) 排水が出来るか、鷲林寺の下の方がそれを心配して上の方に言ってきたと。

坂口(2番) 光線に関しては冬場はどうしても北向き斜面ですんで、北にある畑、この真ん中にある畑は影響されるというんで考えて、上の畑の分は南側にずらして影響ないように設置するという話はしてましたので。

議 長 同意書をもっていないのでは。

松本(8番) 今話を聞いてたら、これは地区の問題でしょう。

議 長 そうですね。

松本(8番) それをここで我々が言うより、地区に持って帰って船坂に持って帰って農会でよく検討してもらわないと、排水のことまで農業委員は言えない。一般の許可でも我々はどうするんだと言いたい。同じ理屈だ。それだから排水面をやるんだったら、農政として側溝なら側溝を改修してここに流せとかいう指導をしないとイケないのではないか。こんなのは農業委員会で話すのはおかしい。日照権とかそんなことは建築課とかだから、うちは許可するかしないかというだけのことだろう。それだからそれは持ち帰ってもらったらどうか。そんな地区であるんだったら。地区でそういう意見があるから再度農会ではかって、それで農会がいいと言うんだたらまたこっちへ持ってきてもらったらいい。そうしないと仕方ない。

坂口(2番) 農会長の了解は得ている。

事務局 隣接農地の方に同意を求めて、4名隣接農地の所有者の方がいらっしゃって、3名はいただいているんですけど、1名はいただけてないです。ただ県知事の許可をするにあたっては、同意書は必要というわけではないんですよ、あくまで後々のトラブルを回避するためのものなので。

松本(8番) 農業委員会が許可したと言われたら困るから先に地区の農会で話してくださいと。農会のことまで我々がいいとか悪いとか言うことではない。1つ反対だということがあったら、それは農会で地元で解決してもらわないと。我々はいいいとか悪いとか言われたい。1人の反対があるというのはいま初めて聞いた、私は。丸さんがそういう説明があってそういうふうだったらおかしいなと思って私は質問した。4名のうち1名反対だったらどうするのか。そこは我々には関係しない。

議 長 法律的には問題ないわけだから、隣近所の田んぼの話は自分ら同士ですてもらうしかない。我々はそれに出て行かれないから。

松本(8番) 施工者側にとってもお金のかかることだから、マンホールや側溝をつけるとか、どうしますとか、やっぱり下が田んぼだったらそこに流すのか、どこに井戸まで流すのかという、やっぱり工事費もかかってくると思う。

議 長 この話は地元同士で話をしてもうしかしょうがないね。

松本(8番) 地元が解決したら私たちもよろしい。だめだと言われたら取り下げてもら
うしかない。

事務局 さきほどいったとおり、必ずしも隣接地の同意書というものは、この要件
ではないわけなんです。ですから、要件でないところでそれを返すというの
は、委員会としてどうかなというのはあります。

松本(8番) 農業委員の委員さんがそういう意見を出しているんでしょう。地元から出
てるのではなく、委員さんがそういう意見を出して考慮して下さいと言って
いるんだったら考慮するものじゃないのか。

事務局 農業委員会の意見としては、これは許可、不許可または条件付許可になる
と思うんですけども、この中からですね。それとも一切受け付けないとい
うことですか。

議長 そういう意味じゃない。

高田(14番) 私らは調整区域の人間ですが、近隣の同意書がなかったら農会の中では転
用の手続きは農会長が判を押しませんよね。そしたらここに上程することは
ないんです。だから先ほどの太陽光の場合の件は、調整区域の中でも区域が
違うので、それはここに上程されることはないんですけども、その細かい中
の農会の中での取り決めというか、資材置場にするにしても近隣のやっぱり
同意がなければやっぱりこれは非常に今後の農業委員会に通すために同意
書がいらないんだということでもんどもんども出てきたらどうしますか、
地元でも調整つきませんよ、こんなのは、と思います、私は。

議長 法律的には同意書はいらないという話で。いまのあなたが言っている話は
地元同士で話をしてもらわないと。我々はそこに出て行かれないから。

松本(8番) 農会で話してもらわないと。

議長 丸さんどうですか、そういうふうに。

丸(11番) 市街化の中の調整(区域であるということ)を頭にいれてもらわないと
いけない。それが第一条件です。市街化の中の市街化農地と違います。

議長 市街化も調整も関係ない。結局それは同意書はいらない。法律的にいらな
かったらどうもできない。

丸(11番) 法律的ではなしに、やっぱり将来として。

議長 それは地元で話してくれと言っている。

丸(11番) 隣近所でぎくしゃくするんでなしに円満に転用したほうがいいのかと違う
かということを行っている。

松本(8番) それは地元を持って帰ってもらって。ここでどうのこうの言っても。

議長 我々はこれは入っていかれない。

松本(8番) 一応委員さんが言っておられるからそれを考慮しないといけない、事務局
は。

それは再度指導したらいい。こういう意見が出てから、ひとつお願いしますよと、トラブルのないようにしてくださいよ、というのは行政の仕事ではないのか。同意はいらぬ、何もいらぬということでもいいというのは、それはちょっと物の言い方が単純すぎる。地目が農地であっても現状宅地だったら家建ててもいいじゃないかと言うようなものだ。それなりのお金、宅地並み課税払ってるだろうと言ったらそれまでのものじゃないか。今のちょっと解釈はおかしい。

議長

こういうソーラーパネルの話はちょっと農業会議のほうとかそういうところで検討するとかなんとかしないと今言うようにみなばっばやればみな近所の人々が田んぼを作るのに作りにくいとか色々問題がある。

松本(8番)

色々問題が出てくるよ、また。

事務局

農業委員会でこの転用の申請を受け付けたのはこの3人以外の別の者なんですけど、その者の話を聞くには、同意書をなるべく出してもらおうよということ指導はして、本人も何回もお話には行かれてるんだけど、結局同意が得られなかったということで、疎明書という形でなぜ同意が得られないかというのを出していただいたんですけども、それを読上げましょうか。

松本(8番)

読上げて。

事務局

個人の名前が出てくるところは出しません。「疎明書」太陽光発電設備を設置するため、隣接地の4名に農地法第4条第1項に規定する同意をお願いしたところ、3名は快諾していただきましたが、残る1名については同意を得ることができませんでした。平成26年10月25日、同意書と太陽光発電設備の平面図等を添付し、ある程度の概要を説明したところ、少し考えさせてほしいとのことでありました。27日、電話にて本件を尋ねると、設置後の対応について、覚書がほしいとのことで、28日に作成し、持参しました。覚書の内容は、「設置後、太陽光発電設備に起因する諸問題については誠意を持って解決いたします。」と明記したのですが同意をいただけませんでした。不同意の理由は何ですかと尋ねると、明快な回答がありませんでした、ということでした。農業委員会としては設置をした後に、同意をいただけてない方と申請者の方との間でトラブルが生じて、農業委員会は一切それには関与しないので、双方で解決してくださいということ指導してまして、そこで念書という形で出していただいているんですけども、申請者の方に。それも読上げますね。西宮市山口町船坂字戸井川811、813番地に設置する太陽光発電設備について、隣接地である船坂字戸井川812番地の所有者から農地法第4条第1項に規定する同意を得ることが出来ませんでした。よって、太陽光発電設備設置後、それに起因したトラブ

ルが発生した際には、私どもで誠意をもって解決いたしますので、農業委員会には一切ご迷惑をおかけいたしません、ということですので、農業委員会に火の粉が及ぶというようなことはないと思うんですね。

松本(8番)

その文書ではそうだ。そうだが農家としては、農業委員が許可したからだとその地元の者が恨まれるだけです。あなたたちのところはそういうのをもらっているけど、県庁の人間はそんなのはもらってない。県庁はそこに行って何でということを探ねていない。だから地元からそういう意見が出たんでしょう。雨とかそんな降ったらざーっと、家と一緒に、そういうふうになってくる。隣の人が文句を言うこともあるかもしれない。だから側溝とか排水面で今度文句を言われるのではないか。私はそう思う、この図面見てたら。公共の水路はあるのか。現地調べにいて、水路はあったのか。

坂口(2番)

ないです。

松本(8番)

ないんでしょう。それだからそれが問題だ。段々畑だから。そんなのは私でも反対する。これを見たら分かる、あなたたちのところは事務的にそんなことばかりしてたらかなわない。それだからトラブルが出てくる。これは地元の農会でよく検討してくださいと言って突き返しておいたら？そしてそれで農会がうんと言ったらしたらいいんだ。農会でも解決してないことは農業委員会とは関係ない。そこでトラブルあったらここに持ってきてもらわないといけない。そうしといたら。そういう文章で出しといたら。この件はこういうことだから農会で解決してください、地元で。

事務局

西宮市農業委員会としての意見書として出すということになっているんですけども、出さなければ、反対にこれは農業委員会のほうが訴えられる恐れもないとは言えないです。

坂口(2番)

出す前にそういう意見があったという。

松本(8番)

許可はしますよ、と。だけど1人の人がそういう文句があるから地元と隣接の人とよく解決してくださいという文書を出しておいたらいい。いま出されても向こうは受け取ってないかもしれない、反対してる人は。その反対してる人に言いに行ったのか？こういう文書が出てきてるけど、農業委員会は許可しますよと委員会として言ったのか。事務局として、意見書が出てるんでしょ。

事務局

疎明書が出ています。

松本(8番)

そういうものが出てるから、反対してる人に自分のとこで解決するから農業委員会としては許可しますよということを一言言っておいたらいいのでは。そういう文章を出しておいたら。文書を出してきてるんでしょ。その文書を見せといたらいいんだ。

事務局

その反対してる方に？

松本(8番) そうそうそうそう。その人たちが話し合おうと裁判しようと農業委員会は関係ない。そうだろう。

坂口(2番) 農業委員会としては許可すると、しかしながら、内々でちゃんと話はつけとけよという話ですね。

松本(8番) 近隣のトラブルは困りますよと。法的に農業委員会は許可はなんぼでもしますよと、だけど反対の意見が出ているという意味が分からないのか。

坂口(2番) 法的にはここでは許可すると。しかしながら現実はそこでやらないと、そこではそれなりの解決をしといてくださいよという話だと思いましたね。

議長 丸委員が質問をしたから、丸委員に納得してもらうしか仕方ない。話し合いをするというやつを。

丸(11番) それは集落全体の今後のこともあるから、何度も私も言うように、やっぱり審議してもらって。あとで転用はいくらでもできる、それは問題ない。何度も言うように、隣近所の農会さんがぎくしゃくするようなことをやめておきなさいよと、何度も言うように。いま松本委員が言ったように、そのとおりなんです。円満にいかないと、転用転用ってむちゃくちゃになる。

事務局 分かりました、農業委員会が出す意見書は許可ということで出しますけども、いま出ましたご意見は申請者とその近隣の方に伝えるようにします。

議長 今言ったとおり、言ってますんで、農業委員会としてはそのようにしてもらって、これは県のほうに進達するということです。そういうことです。よろしいですか。

委員一同 (異議なし)

議長 続きまして、これより報告案件に入ります。まず、報告第28号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第28号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書2ページに3件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第29号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第29号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページに1件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりますので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長
委員一同

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
(質問なし)

議 長
議 長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第30号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第30号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書4ページと5ページに2件ございます。

【議案書朗読】

9月と10月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付しましたので報告します。

議 長
委員一同

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
(質問なし)

議 長
議 長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案 審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。